

建設コンサルタント業務等の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県が発注する建設コンサルタント業務等の発注の見通しに関する事項、入札及び契約の過程等に関する事項、入札参加資格等に関する事項並びにその他の入札及び契約に関する情報の公表にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(公表する事項等)

第2条 公表する事項は、建設コンサルタント業務等に関する情報のうち次に掲げるものとする。

(1) 発注の見通しに関する事項

- イ 入札及び契約の方法
- ロ 建設コンサルタント業務等の名称、場所、期間、種別及び概要
- ハ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）
- ニ その他建設部長が必要と認める事項

(2) 入札契約過程等に関する事項

- イ 入札及び契約の方法
- ロ 条件付き一般競争入札に係る参加者の商号又は名称
- ハ 指名競争入札において指名した者の商号又は名称
- ニ 入札結果
- ホ 低入札価格調査基準価格、失格判断基準価格及び最低制限価格
- ヘ 総合評価落札方式における価格評価点、価格以外の評価点・評価項目及び総合評価点
- ト 契約の相手方の商号又は名称並びに当該契約に係る業務等の名称、場所、種別及び概要並びに当該業務等の着手時期及び完成時期並びに契約金額
- チ その他建設部長が必要と認める事項

(3) 入札参加資格等に関する事項

- イ 入札参加資格
- ロ 入札参加資格者名簿
- ハ その他建設部長が必要と認める事項

(4) 要綱、要領その他の入札及び契約に関する規定のうち、建設部長が公表する必要があると認めたもの

2 公表の様式は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する事項 様式1-(1)

(2) 前項第2号に規定する事項 様式2-(1)

ただし、これによりがたい場合は、この様式に記載すべき事項を網羅した任意の様式によることができるものとする。

(公表する建設コンサルタント業務等)

第3条 前条第1項第1号に規定する事項を公表する建設コンサルタント業務等は、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コ

ンサルタント業務及び環境調査業務のうち予定価格が250万円を超えると見込まれるもので、前条第1項第1号に規定するすべての事項について見通しの立ったものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項に規定する公表日前に入札公告等（指名競争入札の場合にあっては指名通知をいい、随意契約の場合にあっては見積書の徴収をいう。）を行う建設コンサルタント業務等は、前条第1項第1号に規定する事項を公表しないものとする。緊急的な災害復旧の建設コンサルタント業務等の場合等においても同様とする。
- 3 前条第1項第2号に規定する事項を公表する建設コンサルタント業務等は、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び環境調査業務とする。

（公表の方法）

- 第4条 第2条第1項第1号に規定する事項については、入札（随意契約を行う場合にあっては、当該随意契約に係る見積書の徴収の事務）を執行する本庁の課室又は地方機関（以下「入札等執行課所」という。）の長が、様式1-(1)により技術管理課長に報告するものとし、技術管理課長は報告された事項をとりまとめの上、「秋田県電子入札システム」に掲載するものとする。
- 2 第2条第1項第2号に規定する事項については、入札等執行課所において、秋田県公共事業執行管理システムに様式2-(1)を登録するとともに、登録した情報を「秋田県電子入札システム」に掲載するものとする。
 - 3 第2条第1項第3号及び第4号に規定する事項については、各号に規定する事項を所管する課長等が、当該事項に係る情報を「秋田県電子入札システム」又は「秋田県公式Webサイト 美の国あきたネット」に掲載するものとする。

（公表の時期及び期間）

- 第5条 第2条第1項第1号に規定する事項は、次に掲げる時期で建設部長が指定した日に公表するものとし、公表の期間は、公表する県発注建設コンサルタント業務等の発注時期が属する年度の末日までとする。
- (1) 3月
 - (2) 4月
 - (3) 7月
 - (4) 10月
 - (5) 12月
 - (6) 2月
- 2 第2条第1項第2号に規定する事項は、契約を締結したときに遅滞なく公表するものとし、公表の期間は、公表した日の翌日から起算して5年間が経過する日までとする。
 - 3 第2条第1項第3号に規定する事項は、当該事項を定め、又は作成したときに、遅滞なく公表するものとし、公表の期間は、当該事項の有効期間の満了の日までとする。

附 則（平成27年4月10日 技管-60）

- 1 この要領は、平成27年4月10日から施行する。

2 「建設コンサルタント業務等の入札契約過程等の公表について」（平成20年10月29日 建管-1863 建設交通部長通知）は、廃止する。

附 則（平成28年3月24日 技管-910）

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月18日 技管-388）

1 この要領は、令和元年9月18日から施行する。

2 この通知による改正後の消費税及び地方消費税の税率に係る規定は、令和元年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあっては指名通知をいい、随意契約の場合にあっては見積書の聴取をいう。以下同じ。）を行う建設コンサルタント業務等から適用し、同日前に入札公告等を行う建設コンサルタント業務等については、なお従前の例によることとする。

附 則（令和3年3月24日 技管-620）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式 2-1 (1) 条件付き一般競争入札 (総合評価落札方式) 1 / 2

契約公表番号

建設工事・委託業務に係る業者選定経緯・入札結果・契約内容等

公表日 年 月 日

課所 (入札等執行)

工事・委託場所	工事・委託名称	工事・委託種別	工事・委託概要 (当初)	着工時期 完成時期 (当初)	入札契約方式	入札結果等											
						入札 (見積徴取) 年月日	入札結果										
整理番号	商号・名称	主たる 営業所 所在地 (市町村)	許可番号 ・ 登録番号	入札参加要件充足状況 (指名理由)	入札参加資格の有無	確認・指名通知の有無	価格以外の評価点① ※詳細別紙	入札 (見積徴取) 年月日	入札結果	入札結果	入札結果						
								予定価格	円	a							
								うち消費税	円	b							
								入札比較価格	円	a-b							
								請負・委託決定額 (落札価格×1.10) 円									
								低入札調査基準価格 (消費税抜き) 円									
								失格判断基準 (1)									
								失格判断基準 (2)・イ									
								失格判断基準 (2)・ロ									
								最低制限価格 (消費税抜き) 円									
								入札参加	入札金額 (消費税抜き) 円	価格評価点 ②	総合評価 ①+②	低入札 格適合 対象・備考					
								1									
								2									
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	

(注) 「入札参加要件充足状況 (指名理由)」の各項目は、当該工事の入札参加に必要な要件をいうものであり、○×は各業者の当該要件の該当の有無を表しています。ただし、簡易型 (実績確認タイプ) 及び特別簡易型については、開札後に落札候補者のみ入札参加資格等の確認及び技術資料の審査を行う事後審査方式を採用しています。「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略して記載していません。「価格評価点」の②は、「委託業務総合評価落札方式試行の手引き」により算出したものです。

様式 2-1 (1) 条件付き一般競争入札 (総合評価落札方式) 2 / 2 別紙

契約公表番号

建設工事・委託業務に係る業者選定経緯・入札結果・契約内容等

工事・委託場所		工事・委託名称		工事・委託種別		工事・委託概要(当初)		着工時期 完成時期 (当初)		公表日		入札契約方式		年		月		日
公表 (入札等執行) 課所																		

入札参加申込業者		評価項目・評価点																	
整理番号	商号・名称																		
1																			価格以外の評価点①
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			

(注) 標準的な配点の合計が加算点の最大点を超えたものについては、比例配分により所定の最大点以下となるよう圧縮補正計算を行った値を下段に表示しています。
簡易型 (実績確認タイプ) 及び特別簡易型における価格以外の評価点^o は、開札後に落札候補者として審査の対象となった業者以外は業者による自己評価点を記載しています。

【別紙の記載上の留意事項】

- 1 「契約公表番号」欄には、所属コード番号、年度番号及び公表番号（連番、5桁）を記載すること。
（記載例） 秋田港湾事務所における令和2年度の公表する契約5件目の場合

契約公表番号	10712-02-90005
--------	----------------
- 2 「工事・委託概要（当初）」欄及び「着工時期完成時期（当初）」欄には、当初の契約における委託の概要及び着工時期・完成時期を記載すること。
- 3 「入札参加資格確認申請者」欄には、入札参加資格確認申請業者の商号等を、「入札参加申込（指名・随契見積徴取）業者」欄には、指名競争入札にあっては指名した業者の商号等を、随意契約にあっては見積書を徴取した業者の名称等をそれぞれ記入すること。
- 4 「入札参加要件充足状況」、「入札参加資格の有無」及び「確認・指名通知の有無」欄は、記入することを要しない。
- 5 「入札参加」欄には、確認・指名通知をした業者について、実際の入札参加の有無○×で表すこと。
- 6 「低入札調査基準価格（消費税抜き）円」欄には、低入札制度適用業務の場合に記入すること。
- 7 「失格判断基準」欄には、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合に記入すること。
なお、「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載をする必要はないこと。
- 8 「摘要」欄には、「落札」、「失格」、「辞退」、「くじ」等をその状況にたじ記入すること。
- 9 総合評価落札方式にあっては、「価格以外の評価点○」欄には、各評価項目の評価点の合計を、「価格評価点○」欄には、委託業務総合評価落札方式試行の手引きにより算出した評価点をそれぞれ記入すること。
- 10 「低入札価格調査対象者・備考」欄には、低入札価格調査の対象となった者について○をすること。失格判断基準価格を下回る以外の理由により、失格となった場合には、その理由を記入すること。
- 11 随意契約の場合においても、見積書を徴取した業者について、上記に準じて記載すること。

様式 2-1 (1) 条件付き一般競争入札

契約公表番号 〇〇〇〇〇-02-9〇〇〇〇

(記載例)

建設工事・委託業務に係る業者選定経緯・入札結果・契約内容等

公表 (入札等執行) 課所 〇〇事務所 公表日 令和 2年12月 3日

工事・委託場所	〇〇市 〇〇	工事・委託名称	地形測量業務委託 〇〇〇-〇〇	工事・委託種別	測量業務	工事・委託概要 (当初)	基準点測量〇〇点 地形測量〇〇〇Km	入札参加要件充足状況 (指名理由)	業者選定経緯		入札結果等							
									主たる 営業所 所在地 (市町村)	許可番号 ・ 登録番号	経営 事項 審査 点数	入札参加資格の有無	確認・指名通知の有無	入札 (見積徴取) 年月日	再入札	低入札価格 格差 対象 業者・備考		
整理番号		商号・名称																
1	株式会社A社		〇〇市															令和 2年12月 1日
2	株式会社B社		〇〇町															5,005,000
3	株式会社C社		〇〇市															455,000
4	株式会社D社		〇〇市															4,550,000
5	株式会社E社		〇〇市															4,158,000
6	株式会社F社		〇〇市															3,412,000
7	株式会社G社		〇〇町															3,412,000
8	株式会社H社		〇〇市															
9	株式会社I社		〇〇市															
10	株式会社J社		〇〇市															
11	株式会社K社		〇〇町															
12	株式会社L社		〇〇市															
13	株式会社M社		〇〇市															
14	株式会社N社		〇〇市															
15	株式会社O社		〇〇市															

(注) 条件付き一般競争入札については、開札後に落札候補者のみ入札参加資格の確認を行う事後審査方式を採用しています。
「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略しています。工事における「失格判断基準価格(2)」は、「失格判断基準価格(2)・イ」欄に記載しています。

契約公表番号 〇〇〇〇〇-02-9〇〇〇〇

建設工事・委託業務に係る業者選定経緯・入札結果・契約内容等

公表 (入札等執行) 課所 〇〇事務所 公表日 令和 2年 8月 8日

工事・委託場所	国道〇〇号 〇〇市 〇〇	工事・委託名称	道路詳細設計業務委託 〇〇〇-〇〇	工事・委託種別	工事・委託概要 (当初)	土木関係コンサルタント業務	道路詳細設計 2 km	着工時期 完成時期 (当初)	2. 8. 10 3. 2. 10	入札契約方式	条件付き 一般競争入札 (総合評価落札方式)
---------	--------------------	---------	----------------------	---------	--------------	---------------	-------------	-------------------	----------------------	--------	------------------------------

整理番号	業者選定経緯										入札結果等					
	入札参加申込 (指名・随契見積徴取)	業者	主たる営業所所在地 (市町村)	許可番号・登録番号	入札参加要件充足状況 (指名理由)	入札参加資格の有無	確認・指名通知の有無	価格以外の評価点	入札 (見積徴取) 年月日	予定価格	うち消費税	入札比較価格	請負・委託決定額 (落札価格×1.10) 円	低入札調査基準価格 (消費税抜き) 円	失格判断基準 (1)	失格判断基準 (2)・イ
1	株式会社A社	〇〇市	〇〇市	〇〇				18.7500	〇	5,800,000	6.5625	25.3125	失格	〇		
2	株式会社B社	〇〇町	〇〇町	〇〇				18.7500	〇	5,850,000	6.4844	25.2344	失格	〇		
3	株式会社C社	〇〇市	〇〇市	〇〇				18.7500	〇	6,100,000	5.9375	24.6875	落札			
4	株式会社D社	〇〇市	〇〇市	〇〇				20.8333	〇	7,000,000	3.1250	23.9583				
5	株式会社E社	〇〇市	〇〇市	〇〇				17.7083	〇	6,050,000	6.0938	23.8021				
6	株式会社F社	〇〇市	〇〇市	〇〇				18.2292	〇	6,400,000	5.0000	23.2292				
7	株式会社G社	〇〇町	〇〇町	〇〇				17.7083	〇	6,300,000	5.3125	23.0208				
8	株式会社H社	〇〇市	〇〇市	〇〇				16.6666	〇	6,200,000	5.6250	22.2916				
9	株式会社I社	〇〇市	〇〇市	〇〇				17.7083	〇	6,700,000	4.0635	21.7718				
10	株式会社J社	〇〇市	〇〇市	〇〇				15.6250	〇	6,500,000	4.6875	20.3125				
11	株式会社K社	〇〇町	〇〇町	〇〇				12.5000	×				辞退			
12																
13																

(注) 「入札参加要件充足状況 (指名理由)」の各項目は、当該工事の入札参加に必要な要件をいうものであり、〇×は各業者の当該要件の該当の有無を表しています。ただし、簡易型 (実績確認タイプ) 及び特別簡易型については、開札後に落札候補者のみ入札参加資格等の確認及び技術資料の審査を行う事後審査方式を採用しています。「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略して記載していません。「失格判断基準価格(1)」で低入札調査を終了した場合は、「失格判断基準価格(2)」の記載を省略して記載していません。「失格判断基準価格(2)」の〇は、「委託業務総合評価落札方式」の手引きにより算出したものです。

